

守谷市DX推進業務に係る支援業務におけるプロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱

令和4年11月14日

告示第128-1号

(趣旨)

第1条 この告示は、プロポーザル方式による守谷市デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）推進業務に係る行政のデジタル化支援業務において提出された提案書（以下「プロポーザル」という。）の適正な審査及び事業者の選定を行うため、守谷市DX推進業務に係る支援業務におけるプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置と運営について必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの審査基準に関する事項
- (2) プロポーザル及びプロポーザル提案者の審査に関する事項
- (3) プロポーザル提案者の選定に関する事項

2 審査委員会は、プロポーザル提案者の選定及びプロポーザルの審査のため必要があると認めるときは、プロポーザル提案者その他の関係者に対し説明を求めることができる。

(審査委員会の組織)

第3条 審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長公室長
- (2) 市長公室次長
- (3) デジタル戦略課長
- (4) デジタル戦略課長補佐
- (5) デジタル戦略課係長 1名

(6) デジタル戦略課情報政策グループ員 1名

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、市長公室長をもってこれに充てる。

2 委員長は、審査委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、市長公室次長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長とする。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

(議事録の作成)

第6条 審査委員会は、会議の議事について、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議事事項

(4) 議事の経過及び結果

2 議事録には、議長及び出席委員のうちから議長が選定した委員が署名するものとする。

(審査委員会の庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、守谷市市長公室デジタル戦略課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年4月20日告示第49号）